

平成21年7月21日

「国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会」の開催

総務省では、「国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会」を開催し、国・地方間の係争処理のあり方等について、有識者による検討を行うこととしました。

1 趣旨

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により、国の地方公共団体に対する関与等のあり方が抜本的に見直され、第三者機関による係争処理手続等も整備されました。

しかしながら、国の是正の要求・指示に対し、地方公共団体がこれに応じず、かつ、審査の申出も行わない場合には、係争処理手続等が活用されず、問題が解決されないまま継続するという課題が残されてきたところであり、現実にそのような事態が生じています。

こうした課題を解決するため、公正で透明な国・地方間の係争処理のあり方等について、調査研究を行います。

2 スケジュール（予定）

- ・ 7月 第1回研究会の開催
- ・ 8月以降 概ね月1回ペースで開催
- ・ 11月頃 報告書の取りまとめ

3 構成員

別紙のとおり。

4 開催日程

第1回研究会 平成21年7月23日（木）13：00～15：00

（連絡先）

自治行政局行政課

担当：上仮屋課長補佐、村上主査

電話：（直通）03-5253-5509

FAX:03-5253-5511

(別紙)

国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会

メンバー名簿

青山 正明 弁護士・桐蔭横浜大学法科大学院教授

斎藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授

塩野 宏 東京大学名誉教授

高橋 和之 明治大学法科大学院教授

牧原 出 東北大学大学院法学研究科教授

山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科法務専攻教授

渡邊 顯 弁護士

※ 委員は50音順

現行の国・地方間の係争処理手続等の課題等について

- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成12年4月施行）により、国の地方公共団体に対する関与等のあり方が抜本的に見直され、第三者機関による係争処理手続等が整備された。

【現行の係争処理手続等】

- ・ 地方公共団体の事務処理が違法等である場合には、国は、当該地方公共団体に対し、自治事務については「是正の要求」を、法定受託事務については「是正の指示」を行うことができる。
- ・ 国からの是正の要求・指示等に不服のある地方公共団体の長等は、国地方係争処理委員会に対し、不服審査の申出を行うことができる。
- ・ 国地方係争処理委員会は、当該申出に基づき審査を行い、国の関与が違法等であると認めた場合には、国の行政庁に対して必要な措置を行う旨の勧告を行う。
- ・ 地方公共団体の長等は、国が当該勧告に従わない場合等は、高等裁判所に提訴することができる。

※ 都道府県の是正の要求・指示に不服がある市町村の長等は、総務大臣に対し、自治紛争処理委員の審査に付することを求めることができる。

- しかしながら、国の是正の要求・指示に対し、地方公共団体が

これに応じず、かつ、審査の申出も行わない場合には、係争処理
手続等が活用されず、問題が解決されないまま継続するという課
題が残されてきたところであり、現実そのような事態が生じて
いる。

【現行制度設立時の経緯】

地方分権推進委員会第4次勧告（平成9年10月）において、
国と地方公共団体との間の係争処理手続として、

- ・ 地方公共団体の長等の不服審査の申出
- ・ 国の行政機関の長の不服審査の申出
- ・ 地方公共団体の長等の訴訟の提起
- ・ 国の行政機関の長の訴訟の提起

が盛り込まれたにも関わらず、その後の政府内調整により、国
の行政機関の長の不服審査の申出及び国の行政機関の長の訴訟
の提起については、制度化されなかった。

【現実に生じている事態】

住基ネットに接続していない東京都国立市長に対し、総務大
臣の指示により東京都知事から「是正の要求」がなされたにも
関わらず、国立市長はこれに応じず、かつ、不服審査の申出も
行わないため、違法状態が継続している。

- こうした課題を解決するため、公正で透明な国・地方間の係争
処理のあり方等について、検討を行うことが必要。

住民基本台帳ネットワークシステムの経緯

- 平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
- 平成14年8月5日 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働（住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供）
- 平成15年8月25日 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働（住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化）
- 平成16年1月 公的個人認証サービス開始
- 平成18年9月 横浜市が全住民の本人確認情報の送信を完了
- 平成18年10月 社会保険庁が年金受給者現況確認に利用開始
- 平成20年3月6日 住民票コード削除請求に係る最高裁判決（全面勝訴（大阪、石川・愛知・千葉））
- 平成20年7月8日 杉並事件最高裁決定（全面勝訴）～いわゆる選択制の可否～
- 平成21年1月5日 杉並区住基ネット接続
- 平成21年2月 総務大臣から東京都知事に是正の要求の指示（13日）、東京都知事から国立市長へ是正の要求（16日）
- 平成21年3月18日 国立市が自らの事務処理の適法性や当該是正の要求の違法性を自治紛争処理委員の審査の申立という手段により主張しないまま、審査申立期間（30日以内）が経過